

主 文

原判決を破棄する。
被告人兩名をそれぞれ罰金一万円に処する。
被告人兩名においてその罰金を完納することができないときは、金一〇〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置する。
公職選挙法二五二条一項により選挙権、被選挙権を有しない期間を、被告人兩名について二年にそれぞれ短縮する。
訴訟費用は原審及び当審共被告人兩名の連帯負担とする。

理 由

一 本件控訴の趣意は、伊丹区検察庁検察官事務取扱検事土井義明作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

論旨は要するに、原判決は、被告人兩名が本件公訴事実記載のような規格内の大きさで、一はその右側に縦書きに「A」の文字を、その左端中央部に候補者の向つきで右側半分の顔写真を、上部に左横書きに「市長候補」の文字を、最下端に左横書きに「B」の文字を、それらの中間下部に縦書きに候補者の略歴を、上部に左横書きに「四選阻止」の文字を、最下部に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記入し（これを以下単に（一）のポスターという）、他はその右端中央部に候補者の向つきで左側半分の顔写真を、左側に縦書きに「B」の文字を、それらの中間下部に縦書きに候補者の略歴を、上部に左横書きに「四選阻止」の文字を、最下部に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記入し（これを以下単に（二）のポスターという）たポスター二種を二五〇枚宛作成し、これらに川西市選挙管理委員会の検印を受けた後、各一枚を組合せて貼付し九〇ヶ所に掲示したことを認めながら、右各ポスターはいずれも候補者の顔が左右半分しか印刷されていない等の点があつても、その記載内容からみて選挙運動用ポスター（公職選挙法一四三条一項五号にいうポスター。以下単に五号ポスターという）としてそれぞれ独立した客観的効用を有するものと認められるから、それらが組合されて掲示されることにより、その組合された全体がこれを組成する各ポスター一と異つた新たな意味内容を表現するに至つたとしても、規格制限の対象となるのは各一枚のポスターであつて、組合された全体ではないから、公職選挙法一四四条三項に違反するものとはいえないとして無罪の云渡をした。しかしながら、右（二）のポスターについては、選挙の特定がないから独立した五号ポスターとは認められないし、仮に独立した五号ポスターに該当するとしても、右（一）、（二）の二枚のポスターを組合せることによつてその全体が別個独立した選挙運動用ポスターとしての効用を有するに至つた場合は、五号ポスターが新たに作出されたことになり、その全体が同法一四四条三項の規格制限に服するものと認めるべきである。従つて、原判決の右判断は同法一四四条三項、二四三条四号の解釈適用を誤つた違法がある、というのである。

二 そこで調査するのに、原判決が所論のような事実を認定し、且つ所論のよるな理由によつて無罪の言渡をしたことは記録上明らかである。

ところで、五号ポスターというのは、その外形、内容自体からみて特定の選挙に於いて特定の候補者の当選を得るため投票を得又は得しめる目的のために使用されると推定され得るポスターであつて（最高裁判所昭和三六年三月一七日第二小法廷判決参照）、それ自体独立して選挙運動用ポスターとしての効用を有すると認められるものをいうのであるが、右ポスターについては公職選挙法（以下単に法という）一四四条において、それぞれの選挙に応じて枚数を制限すると共に、その大きさもタブロイド型（長さ四二センチメートル、幅三〇センチメートル）を超えてはならないとし、且つこれについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の検印を受けなければ掲示することができない旨規定し、これらの制限に違反する五号ポスターを掲示した場合には、〈要旨〉厳しく処罰をもつて臨んでいる（法二四三条四号）。そしてこのように法が五号ポスターを含めて選挙運動のた〈要旨〉め使用する文書図画について厳しい制限を設けたゆえんは、公職の選挙においてこのような文書図画の頒布、掲示を無制限に認めるときは、かえつて選挙運動の不当な競争を招き、選挙人の正しかるべき認識判断を誤らせ、ひいては選挙の自由公正を害しその適正公平を保障しがたいこととなるので、このような弊害を防止するため各候補者間の競争をできるだけ平等な条件のもとで行わせよらとするにある。従つて、五号ポスターの制限についてもこのような趣旨に基いて解釈すべきであり、しかるときは、選挙運動用ポスターとしてそれ自体独立の効用を有しないポスターといえども、もしそれが二枚以上組合されて掲示されることにより選挙運動用ポスター一として独立の効用を發揮すると認められる場合には、その全体がはじめて五号ポスターとしての規格制限の対象となるのであり、又たとえその一枚のポスターが選

挙運動用ポスターとして独立の効用を有する規格内のポスターであつても、それを二枚以上組合せ、あるいは他の独立の効用を有しないポスターと組合せて掲示されることにより、全体としてそれを組成する各ポスターとは別個の新たな意味内容を表現するに至る場合には、右と同様全体としてのポスターが五号ポスターとしての規格制限に服するものと解すべきである。

原判決が、一枚のポスターがそれ自体独立した効用を有する場合には、該ポスターは五号ポスターとしての制限に服するのであつて、かかるポスターが仮に二枚あるいはそれ以上組合せて掲示され、それが全体として一枚一枚のポスターとは異つた新たな意味内容を表現するに至る場合であつても、この組合せられたポスターが全体として規格制限の対象となるのではなくて、どこまでも独立の効用を有する一枚一枚のポスターがその対象となるとした判断には、にわかには賛成することはできない。三 以上のような見地にたつて本件のポスターを考察するのに、(一)のポスター(証一の一)には左端中央部に候補者Bの向つて右側半分の顔写真が、(二)のポスター(証一の二)には右端中央部に同候補者の向つて左側半分の顔写真がそれぞれ印刷され、(一)には右側に縦書きで「A」の文字を、(二)には左側に縦書きで「B」の文字が入つており、更に(一)には上部に左横書きで「市長候補」の文字があるが、(二)には上部に左横書きで「四選阻止」の文字と中央下部に経歴の記載があるだけで、選挙の特定をなしえない。そうすると、(一)については顔写真の半分とはいえ、その外形内容のみによつてもそれが川西市長選挙の選挙運動用ポスターとして独立の効用を有すると認められるが、(二)についてはその外形内容のみによつてそれ自体特定の選挙運動用ポスターとして独立した効用を有するものとするには疑いがある。

原判決は、右(二)のポスターについて、四選阻止の文字の記載があるが市長候補の文字の記載がないことを考慮に入れても、その記載内容からすればなお川西市長選挙の選挙運動用ポスターとしての独立した効用を有するものと認めるのが相当であるというのであるが、右ポスターはその外形、内容即ち氏名の記載があり、又その文字の大きさ、半分とはいえ顔の写真有ること、経歴の記載があることから推して、それが何らかの選挙に関するポスターであることは認められるとしても、司法警察員巡查部長C他一名作成の「公職選挙法違反ポスター(規格制限違反)の写真撮影とその掲示場所の確認について」と題する書面、司法巡查D作成の「川西市長候補Bの違反ポスターの掲示場所の調査について」と題する書面、「規格制限違反ポスター写真」と題する写真綴(写真七九枚共)、司法巡查E作成の「公職選挙法違反(規格制限違反)五号ポスターの掲示場所の確認と写真撮影について」と題する書面(写真一二枚共)、F、被告人Gの司法警察員に対する各供述調書によつて明らかのように、当時川西市においては市長選挙と同時に川西市議会議員の補欠選挙が行われ、他の市長候補者の他に数名の市議会議員候補者があり、川西市内にはいたる所に多種多量の五号ポスターが掲示されていたこと、Bは昭和四一年八月一八日の告示間近に突然立候補することを決め、直ちに選挙運動の準備にかかつたもので、それまでいわゆる政治には全く関係したことがなく、名前も周知であつたとはいえないのであつて、このような状況のもとにおいては、たとえ(二)のポスターには四選阻止の文字があることを考慮しても、それがいずれの選挙に立候補したものか選挙人にはたやすく知ることができないというべきである。このことは、Hの司法警察員に対する供述調書によつて明らかのように、本件選挙において(一)、(二)のポスターを原判決のように左右組合せて掲示したため、所轄警察署から警告をうけたので直ちにこれを撤去し、(二)のポスターは四選阻止の文字の下に「市長候補」なるゴム印を押したうえ(一)のポスターとは別に再掲示したことからも明らかである。

のみならず、I、J、Kの司法巡查に対する各供述調書、被告人両名の検察官及び司法警察員に対する各供述調書によれば、被告人両名はいずれもBの選挙運動者であつて、広報関係の責任者Lを補佐して、被告人Gは選挙運動用ポスターの掲示、選挙演説会場におけるマイク、立看板の設置等の企画に、被告人Mは選挙運動用ポスターの図案製作等の仕事にそれぞれ従事していたが、被告人Mは、選挙運動用ポスターの図案を作成するにあたり、タブロイド型用紙に立候補者の顔写真を左右半分宛印刷し、これらを組合せると、真中に一個の顔写真が完成する図案にして、それを組合せて掲示することにより他の立候補者の五号ポスターより大きく見せて選挙人の注意を引く効果をねらうことを考え、被告人Gに相談してその賛成をえたとし、直ちに右のような図案を作成し、(二)のポスターにも市長候補と記載されていたのを、被告人Gの意見により(一)と組合せた場合同じ市長候補の文字が並ぶ

ぼすことが明らかである。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により被告事件について更に次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人兩名は、昭和四一年八月一八日告示、同月二八日施行の兵庫県川西市長選挙に際し、同選挙に立候補したBの選挙運動者であるが、右候補者の選挙運動のため使用する公職選挙法一四三条一項五号のポスターを作成、掲示するに当り、共謀のうえ、二枚を一組に掲示してそれが一体と見えるようなポスターを作ることを計画し、西宮市a町所在〇株式会社をして、縦約四一・五センチメートル横約二八センチメートルのポスター一二〇〇枚のうち、二五〇枚(これを(一)のポスターという)にはそれぞれその右側に縦書きで「A」の文字を、その左端中央部に同候補者の向つて右側半分の顔写真を、それらの上部には左から横書きで「市長候補」の文字を、最下部には左から横書きに掲示責任者及び印刷者の氏名(名称)及び住所(所在地)を各印刷させ、他の二五〇枚(これを(二)のポスターという)にはそれぞれその左側に縦書きで「B」の文字を、その右端中央部に同候補者の向つて左側半分の顔写真を、それらの上部には左から横書きで「四選阻止」の文字を、中間下部に縦書きで同候補者の略歴を、最下部には左から横書きに掲示責任者及び印刷者の氏名(名称)及び住所(所在地)を各印刷させ、もつて右(一)、(二)のポスター各二五〇枚合計五〇〇枚を作成し、これらに川西市選挙管理委員会の検印を受けたうえ、縦約四五センチメートル横約六〇センチメートルのベニヤ板に(一)のポスターを右側に、(二)のポスターを左側に組合せて貼付し、昭和四一年八月一八日川西市内の別紙掲示場所一覧表記載の九〇ヶ所に使用人をして掲示させ、よつて二枚を一体とした規格外の選挙運動用ポスターを掲示したものである。

(証拠の標目)

- 一 原審第一回及び第三回公判調書中の被告人兩名の各供述記載
- 一 被告人兩名の検察官及び司法警察員に対する各供述調書
- 一 司法警察員巡查部長C他一名作成の「公職選挙法違反ポスター(規格制限違反)の写真撮影とその掲示場所の確認について」と題する書面
- 一 司法巡查D作成の「川西市長候補Bの違反ポスターの掲示場所の調査について」と題する書面
- 一 「規格制限違反ポスター写真」と題する写真綴(写真七九枚共)
- 一 司法巡查E作成の「公職選挙法違反(規格制限違反)五号ポスターの掲示場所の確認と写真撮影について」と題する書面(写真一二枚共)
- 一 F、Nの司法警察員に対する各供述調書
- 一 原審第二回公判調書中証人Fの供述記載
- 一 当審証人Nの供述
- 一 P、L、Hの司法警察員に対する各供述調書
- 一 J、Kの司法巡查に対する各供述調書
- 一 押収してある「市長選挙G候補五号ポスター」二枚(昭和四三年押第八一号の一の一、二) (法律の適用)

法律に照らすと、被告人兩名の判示所為はいずれも公職選挙法二四三条四号、一四四三条三項、刑法六〇条に該当するので、所定刑中罰金刑を選択しその所定金額の範囲内で被告人兩名をそれぞれ罰金一万円に処し、被告人兩名においてその罰金を完納することができないときは、刑法一八条により金一〇〇〇円を一日に換算した期間その被告人を労役場に留置することとし、公職選挙法二五二条四項により同条一項所定の選挙権及び被選挙権を有しない期間を二年に短縮し、訴訟費用は原審及び当審共刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条により被告人兩名に連帯して負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 鈴木盛一郎 裁判官 上田次郎)
(別表 省略)